（放射線防護企画課の所掌事務）

第六条　放射線防護企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

イ　［略］

ロ　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。

［八・ニ　略］

［二～六　略］

（安全規制管理官の職務）

第十条　安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること（放射線防護企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の施行に関すること。

三　核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第四　原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条、第四条関係）
［略］	［同上］
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）
第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において読み替えて準用する場合を含む。）	第四十一条の七第一項及び第四十一条の十三（これらの規定を第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）
別表第二（第五条関係）	**別表第二**（第五条、第六条関係）
放射性同位元素等の規制に関する法律	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において読み替えて準用する場合を含む。）	第四十一条の十三（第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において読み替えて準用する場合を含む。）